

2023. 10. 25

## 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」提言

あじさい会

この提言は、現在の日常的な困難について、社会的な改善を求める要望と共に、高い理念を掲げて未来のあるべき姿を提示し、実現に向けて努力するためのものです。

できるだけ近い将来、誰もが身近な場所でメンタルヘルスケアを受けられ、精神疾患を発症しても、地域で生涯を安心して暮らせるような支援体制の実現を進めるためにこの提言を行います。

### 1. 入院医療中心から地域医療への転換

地域住民のメンタルヘルスについては、地域住民の精神保健医療に責任を持ち、24時間365日体制で本人や家族、市民の精神保健医療の相談を受け付け、実状に合わせて多職種チームによる訪問を行い、緊急に支援が必要になった時の訪問支援、受診拒否の本人への訪問支援も行う地域支援体制の構築が必要です。長期的展望としては、新たに全国の自治体に行政が運営する地域精神保健医療の中核拠点として人口5万人に1カ所の「地域精神保健医療センター（仮称）」を整備することが必要と考えます。（全国精神保健福祉連合会・みんなねっと提言）

訪問支援の実例として、ACT（重度者対応の多職種チームによる訪問支援）、メリデン版訪問支援（専門家が本人とその家族、ケアラーを定期的に訪問支援）、オープンダイアログ（訪問医療チームによる本人・家族・ケアラー全員での対話療法）が全国的に逐次展開されています。

小金井市においても保健所の保健婦が当事者の自宅へ訪問して支援した時代がありました。その支援により入院が回避されデイケアや共同作業所へ繋がった当事者もいました。現在小金井市は地域訪問医療が一部実施されていますが、入院医療中心から地域医療への転換するためには多職種チームによる地域訪問支援を逐次充実させ、長期的展望として地域精神保健医療センター（仮称）を整備することが必要と考えます。

### 2. 誰もが安心して暮らせる地域精神保健福祉の実現

精神疾患・精神障害がある本人が地域で生活していくためには、障害福祉サービスの利用が不可欠です。福祉サービスは逐次整備されてきましたが、精神障害者は身体・知的障害者の福祉サービスと比べて格差があります。障害者総合支援法では三障害福祉の平等が謳われていますので、心身障害者手当、心身障害者医療費助成制度、交通運賃割引制度等を是正することにより安定した地域生活が望めます。

8050問題、ヤングケアラー問題等精神疾患を持つ人の介護は家族が中心となって担っている状況にあり、家族に対する過大な負担が生じて支援には限界があります。精神科病院からの退院先及び親亡き後を考えると、グループホームで共同生活を経験した後自立して生活できる住宅を地域に用意し、保証人の公的制度等、障害のある人でも差別されることなく地域に住居を確保するための施策を実現させることが必要です。

小金井市においてはグループホームが整備されてきましたがまだ不足の状況です。グループホームの空きがないため精神科病院から退院できない状況は避けなければなりません。人権を守り良質で管理の行き届いたグループホームを整備し、その適性を行政で監査・指導していくことが重要です。

### **3. 本人の一般就労と社会参加への支援**

働くことは生きていくうえで欠かせない要素であり、権利です。作業所等での福祉的就労は社会構造的な面が強く超低賃金であり、生きる権利を奪っています。

精神疾患の障害特性に合わせた短時間雇用・超短時間雇用を実現すれば、一般就労、社会参加できる人は沢山いると思います。少子高齢化で人手不足の企業が今後ますます増えることが予想されています。障害者を戦力として雇用する工夫が必要です。そのためには障害者雇用促進法の摘要範囲拡大、法定雇用率の引き上げ、短時間・超短時間労働の就労率算定等法律の改正による支援が重要です。

小金井市は精神障害者・発達障害者の一般就労が増加していますが、雇用者の開拓を積極的に進め、本人の一般就労と社会参加への支援及び就労が継続できるようにジョブコーチなどの就労支援体制の充実が必要です。

### **4. 義務教育段階から精神疾患・精神障害の正しい知識を**

平成 25 年からは精神疾患は五大疾病の一つとなりました。精神疾患・精神障害の正しい知識を得て偏見をなくし、精神疾患の予防と早期の気づき、早期支援、早期治療、重度化予防、入院回避のための啓発教育を高等教育（2022 年度より実施）のみならず、小・中学校の義務教育の段階から実施することが重要です。

小金井市障害者差別解消条例の第 11 条（相互理解の促進）及び第 12 条（教育）では、市民、事業者及び幼児、児童、生徒など障がいのある人もない人も、すべての小金井市住民がこの条例を理解し、日常的な生活で対応するための重要な条項です。義務づけられているこの条項を確実に実施することにより、精神障害に対する理解が深まり偏見・差別をなくし、精神疾患者にとっても早期救済、入院回避につながるものと考えます。

以上